

協定締結医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）管理者 様

鳥取県福祉保健部感染症対策センター所長
(公 印 省 略)

感染症法に基づく医療措置協定の平時報告（令和6年度）について（依頼）

日頃、本県の感染症対策の推進にご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の5第3項により、協定締結医療機関等は、都道府県から医療措置協定に基づく取組みの実施状況等について、報告の求めがあったときは報告を行うことが定められており、貴医療機関と締結済の医療措置協定書第9条にも規定しています。

このたび、別添のとおり厚生労働省から、令和6年度分の実施状況等の報告開始の事務連絡がありましたので、下記により報告を行っていただきますようお願いいたします。

(担当：感染症対策担当 山崎 電話 0857-26-8635)

記

1 報告期間

令和6年12月9日(月)～令和7年1月10日(金)

2 報告方法

(1) 医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）によりご報告ください。

G-MIS : <https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

(2) 報告画面の入力方法は、別添「医療措置協定 年次調査報告 (G-MIS) の方法」を参考にしてください。

(3) 令和6年12月15日時点の状況等を報告してください。(15日以前でも入力が可能です)

(4) 「G 個人防護具の備蓄状況」の「調査時点での備蓄量」は回答必須項目となっていますので、必ず入力してください。個人防護具の備蓄に関する協定を締結していない(協定の備蓄項目に記載がない)場合は「0」を入力してください。

(5) 「H その他」の「H001_年1回以上、自機関の医療従事者に対して、研修又は訓練を実施したか」については、既に実施済又は令和7年3月31日までに実施予定の場合、「はい」を選択してください。

(6) 報告画面には、各医療機関様との協定内容が表示されていますので、ご確認ください。各項目には編集機能もありますが、協定内容の修正を行った場合でも、協定そのものが変更されるわけではありません。協定の変更を希望される場合、担当までご連絡ください。

(7) ご都合により G-MIS にてご報告いただけない場合、担当までご連絡ください。

3 その他

(1) G-MIS へのログイン方法については、厚労省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00003.html) に掲載している「操作マニュアル (医療機関用)」に記載があります。また、「入力要領」及び「よくあるお問い合わせ」についても、同ページに掲載されていますので、ご確認ください。

(2) 報告内容に関する質問

厚生労働省医政局地域医療計画課 新興感染症担当 (G-MIS 専用)

shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp にお問い合わせください。

お問い合わせの際は、都道府県名、医療機関名を(可能であれば所在地、ご担当者名も)明記の上、上記アドレスまで送信いただくようお願いいたします。順次回答されますので、多少遅くなる可能性もありますこと御承知ください。

※報告開始案内メールが G-MIS のシステムから各医療機関様へ自動送信されますが、こちらに返信いただいても対応されません。必ず上に記載のお問合せ用メールアドレスをご使用ください。

(3) G-MIS システムに関する質問

厚生労働省 G-MIS 事務局にお問い合わせください。

TEL:050-3355-8230 (土日祝日を除く平日 9時～17時)